

亀山市あんしんあんぜん給食特区

都道府県名：

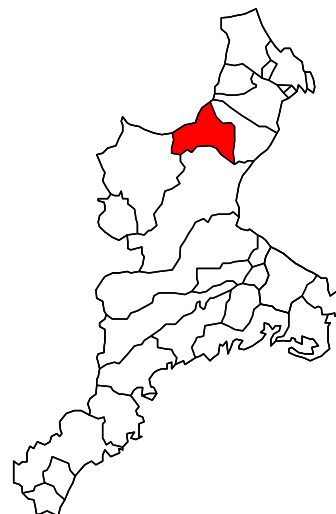
三重県

申請主体名：

亀山市

区域の範囲：

亀山市の一部（関町、加太地区）



特区の概要：

亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。

これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。

適用される規制の特例措置：

・公立保育所における給食の外部搬入容認

